

# 伊那市勤労者互助会規約

(目的)

第1条 この会は、伊那市内の事業所等に勤務する従業員及び事業主の福利厚生を増進を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、伊那市勤労者互助会と称し、事務所を伊那市役所内に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互による給付事業
- (2) 労働金庫利用促進に関する事業
- (3) 会員相互の親睦及び交流に関する事業
- (4) その他目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 会員となることができる者は、伊那市に事業所を有する中小企業の従業員及び事業主と、伊那市居住者で市外の中小企業に勤務する従業員とする。ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 期間を定めて雇用されている者
- (2) 試用期間中の者
- (3) 臨時、その他これに準ずる者
- (4) その他会長が適当でないと認めた者

(入会金)

第5条 この会に加入しようとする者は、所定の入会届を提出すると同時に1人200円の入会金を納入する。入会金は、納入後返還しないものとする。

(資格の喪失)

第6条 次の各号に該当するときは、会員たる資格を喪失する。

- (1) 第4条の会員資格を失ったとき
- (2) 会費を3月以上滞納したとき

(脱会)

第7条 この会を脱会しようとする者は、所定の脱会届けを提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 貸付及び共済事業について、虚偽の申請をしたとき。
- (3) 会の規約に違反し、又は信用を失わせるような行為をしたとき。

(機関)

第9条 この会に次の機関を置く。

(1) 評議員会

(2) 理事会

(評議員会)

第10条 評議員会は、原則として1事業所につき1名の評議員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。

2 評議員会は、過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 評議員会の議長は、その都度評議員の互選によって選出する。

(評議員会の議決事項)

第11条 評議員会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 事業計画の認定

(3) 予算及び決算の認定

(4) その他事業遂行に必要な事項

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長及び理事で構成し、評議員会の議決の範囲内において事業を執行する。

2 理事会は、会長が招集し、議長は会長が行う。

3 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第13条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 総務理事 1名

(4) 理事 若干名

(5) 監事 2名

(役員を選出)

第14条 役員は、会員及び関係機関の中から評議員会で選出する。

(役員の仕事)

第15条 会長は、この会を代表し、会の業務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 総務理事は、事務局を掌理する。

4 監事は、会の事務及び会計を監査する。

(任期)

第16条 評議員及び役員の仕事は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠評議員及び補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(給付)

第17条 会員に次の各号に掲げる給付事由が生じたときは、所定の手続きを経て別に定める給付金を支給する。

- (1) 会員の死亡、重度障害、傷病及び結婚
- (2) 住宅の災害
- (3) 子の出生、死亡及び就学
- (4) 親族の死亡
- (5) その他

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

第19条 この会の経費は、会費、入会金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、1人月額300円とし、毎年度4月から9月までの前期分、10月から翌年3月までの後期分を、それぞれ指定する日までに所定の方法により納入する。
- 3 脱会による納入後の会費の返還は、脱会した日の属する月の翌月の分からとする。

(事務局)

第20条 この会に事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任命する。

(委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この規約は、平成18年6月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この規約は、平成23年4月1日から適用する。

この規約は、平成26年4月1日から適用する。

# 伊那市勤労者互助会給付金等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊那市勤労者互助会の相互扶助と連帯を深めるため伊那市勤労者互助会規約第3条及び第17条に基づき給付金の給付について定める。

(給付金の種類)

第2条 給付金の範囲は別表1のとおりとし、会員にその給付又は支払事由が発生したとき給付する。

2 会員を被保険者とする給付金は、次の各号とする。

- (1) 会員本人の死亡
- (2) 会員本人の重度障害・後遺障害
- (3) 会員本人の傷病休業
- (4) 会員本人の居住する建物の住宅災害

3 会員を支払対象者とする給付金は、次の各号とする。

- (1) 会員本人の居住する建物の住宅災害による同居親族の死亡
- (2) 会員の家族の死亡
- (3) 会員本人の結婚
- (4) 会員の子の出生
- (5) 会員の子の小学校就学

4 その他会員を給付対象者とする記念品は、次の各号とする。

- (1) 会員本人の銀婚
- (2) 会員の子の中学校就学及び卒業

(給付)

第3条 会員に給付又は支払事由が発生したときは、所定の様式により保険金請求書及びこれを証する書類を添えて事務局に速やかに提出し、給付金等を受領するものとする。

(給付条件)

第4条 第2条第2項及び第3項に規定する給付金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険の契約により実施する。伊那市勤労者互助会又は会員が当該保険の被保険者となり、支払い条件等については、当該保険の普通保険約款の規定及び特約条項の規定によるものとする。

2 第2条第4項に規定する記念品については、伊那市勤労者互助会の独自給付とし、カタログ商品によるものとする。

(効力)

第5条 給付に関する効力は、毎月末日までに会費を納入したのものについて、翌月1日の午前0時から発生する。

2 給付事由の発生日から3年が経過した場合は、時効により請求権が消滅するものとする。

(虚偽の申請)

第6条 会員が虚偽の申請により、給付金等の支給を受けたことが明らかになったときは、会長は給付金等を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。